シリーズ「必見!ごみの分別」

Vol.5粗大ごみの出し方と事業所から出るごみの処理方法

問 環境交通課 ☎(22)1111(内線518·519·520)

シリーズ「必見! ごみの分別」では、皆さんの暮らしにちょっと役立つ「ごみの出し方のコツ」を、シリーズでお伝えしていきます。

第5回は、粗大ごみ(指定ごみ袋に入らない大きさのごみ)の出し方と事業所から出るごみの処理方法をご紹介します。

粗大ごみの出し方

粗大ごみの出し方は2通りあります。

①粗大ごみ処理券を貼って出す

長さ1m・幅1m以内の粗大ごみと自転車は、燃えるごみ、燃えないごみを問わず、地区の燃えないごみ置場に出すことができます。この場合、出すごみに直接「粗大ごみ処理券」というシールを貼ってください。



市内の指定ごみ袋取扱店で販売 (5 枚つづり 500円)

(具体例)

- ・電子レンジ,掃除機,ストーブ,ビデオデッキなどの大型の燃えないごみ
- ·プラスチック製の衣装ケース,木製の棚,椅子などの 大型の燃えるごみ
- ·自転車

(1mを超えても燃えないごみ置場に出すことができます。防犯登録を抹消した後に出してください)

②自己搬入する

<u>長さ1m・幅1mを超える大きさの粗大ごみ</u>は,施設への自己搬入をお願いします。搬入先は,広報うと3月

4月 号か今月号に折込みの「令和3年度家庭ごみの正しい 分け方・出し方」をご覧ください。

(具体例)

・ふとん, じゅうたん, 畳など。

粗大ごみで出せないもの(排出禁止物)の処理方法

- ・テレビ, エアコン, 冷蔵庫や冷凍庫, 洗濯機, 衣類乾燥機といった家電リサイクル法対象品目は, 購入した店舗や専門業者にお問い合わせください。
- ·パソコンはリネットジャパン㈱にお問い合わせください。 **☎**0570(085)800(10:00 ~ 17:00 日祝休み)

事業所から出るごみの処理方法

事業所から出るごみは、事業者自らの責任で適正に処理することが法律で定められているため、家庭用のごみ袋で地区のごみ置場に出すことはできません。<u>産業廃棄物処理業者等に処理を依頼</u>してください。詳しくは、環境交通課にお問い合わせください。

※紙くずなど産業廃棄物以外の燃えるごみのみ, <u>「宇城クリーンセンター」へ直接搬入</u>できます。直接搬入するには, 「搬入許可証」が必要です。環境交通課窓口で「搬入許可証」を発行しますので, 印鑑をお持ちください。

行政区長了承のもと、<u>事業用ごみ袋で地区の燃える</u> ごみ置場に出すこともできます。事業用ごみ袋は、 市内の指定ごみ袋取扱店で購入することができます。

ごみの分別について不明な点がある場合は,環境交通課へお問い合わせください。過去のシリーズ記事を 市ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

次回(シリーズ「必見!ごみの分別」vol.6)は、プラスチックごみについてお伝えします。プラスチックごみの中でも、毎週水曜日のプラスチック製容器包装ごみ(廃プラ)に出すものと、燃えるごみに出すものの違いなどについてご紹介します。

「令和3年度家庭ごみの 4月 正しい分け方・出し方」

今月号に折込みの「令和3年度家庭ごみの正しい分け方・出し方」は、資源ごみの出し方やごみの持ち込み先などの情報を1枚にまとめたものです。「令和3年度家庭ごみの正しい分け方・出し方」右下部分の「宇城クリーンセンターにごみを持ち込む場合に必要な書類です。有効期間は4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までです。期間中であれば何度でも使用することができます。大切に保管してください。

宇土市のごみ分別が簡単に検索できる分別サイトもぜひご活用ください。 「宇土市でみサク」検索

